

令和6年死亡災害発生状況

※令和6年10月31日現在(暫定値)

静岡労働局 健康安全課

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
1	島田	1月 11時～12時	化学工業 10人未満	はさまれ、巻き込まれ 射出成形機	発砲スチロールの射出成型機で、成型後の製品を取り出し、次の製品用の金具を金型に取り付ける作業を成型機内部で行っていた被災者が、金型に頭を挟まれ死亡したもの。
2	沼津	2月 16時～17時	一般機械器具製造業 300人以上	激突され プレス機械	派遣労働者である被災者がタレットパンチプレスを用いて作業していた際、金属板がクランプされていない不具合が発生したため、テーブル付近で調整作業を行っていたところ、テーブルが動きだしキャリッジ端部のカバーが顔面右こめかみに激突し死亡したもの。
3	浜松	3月 10時～11時	林業 10～29人	激突され 立木等	家屋の支障木を伐採作業中、4本目の立木を伐倒した際、倒れた伐倒木が先に伐倒され、そのまま残置していた木に当たり、跳ね上がった残置木が被災者の腹部に激突したもの。
4	静岡	3月 9時～10時	その他の接客娯楽業 10～29人	墜落、転落 地山・岩石	ゴルフ場内の北側が法面、南側が崖の箇所労働者5名でチェンソーを使用して伐木していたところ、木が蔓に引っかかったためロープをかけて地上に下す計画を立て、被災者が法面を下方で待機していたところ、被災者の姿が見えなくなり、崖下で発見された。
5	浜松	3月 20時～21時	農業 10人未満	有害物等との接触 有害物	被災者が、窓と戸を閉め切った倉庫内で、内燃機関を動力としたフォークリフトを用いて、午後2時半ごろから作業を行っていたところ、一酸化炭素中毒により死亡した。
6	三島	3月 8時～9時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	民間住宅の塗装工事用に設置されたいたくさび緊結式足場を解体する作業中に、被災労働者が火打ちを取り外すために躯体屋根上を移動していたところ、足を滑らせて屋根から滑落し、そのまま6.3メートル下の地面へ墜落したもの。
7	沼津	4月 9時～10時	清掃・と蓄業 100～299人	墜落、転落 その他の用具	地上4階建て建築物の窓清掃業務をロープ高所作業により行っていたところ、屋上塔屋の部材に緊結していたメインロープ及びライフラインが外れ、高さ約13メートルの位置から地上へ墜落したものの。

8	島田	5月 17時～18時	食料品製造業 10～29人	はさまれ、巻き込まれ エレベータ・リフト	昇降機(積載荷重200キログラム)に以前より発生していた異音の確認のため、昇降路内のピットに立入っていた被災者に昇降機の搬器が落下し、搬器底部とピット床面の間にはさまれたもの。
9	静岡	7月 9時～10時	その他の建設業 10人未満	はさまれ、巻き込まれ 高所作業車	光通信ケーブルの敷設工事において、被災者は、高所作業車を傾斜のある所定の位置に移動させようとしていた。何らかの理由で被災者が運転席から離れた際に、高所作業車が動き出した。被災者が、動き出した高所作業車を手で支えて停止させようとしたところ、付近に停車させていた別の高所作業車との間に挟まれた。
10	島田	8月 13時～14時	その他の製造業 10～29人	飛来、落下 フォークリフト	フォークリフト運転手1名と被災者含め2名の計3名で、フォークリフトにより高さ1.6m持ち上げたコンテナのラッピング作業(コンテナ内の部品が脱落しないよう樹脂製フィルムを巻き付ける作業)を行っていたところ、コンテナが被災者の方へ向かって落下し、被災者に激突した。コンテナは長辺1.8m×短辺1.3m×高さ1.5mで、工作機械の部品(フレーム類)が複数点詰め込まれており、合計重量は約1tであった。
11	富士	8月 3時～4時	パルプ・紙・紙加工 品製造業 10～29人	はさまれ、巻き込まれ ロール機(印刷ロール機を除く)	製造ラインの乾燥を行う箇所にて損紙が発生し、その除去を行い、機械を再稼働した際に被災者が安全な場所に避難できておらず、左足が巻き込まれ、出血多量により死亡したもの。
12	富士	9月 13時～14時	化学工業 30～49人	はさまれ、巻き込まれ トラック	廃棄物の運搬業者が、塵芥車でプラスチックゴミを搬入してきた。 工場の誘導者の指示で指定された場所に荷下ろしする予定であったが、誘導者からの合図がないまま、バックで工場内に侵入していたところ、入り口付近で荷下ろし場所を無線で工場内作業者に確認中だった誘導者が轢かれたもの。
13	島田	9月 8時～9時	化学工業 30～49人	はさまれ、巻き込まれ 混合機・粉碎機	不意に起動した減容機(廃発泡スチロールを破碎→溶融→押出する機械)の破碎装置に巻き込まれたものである。 被災者は破碎装置内に上半身を入れて、折損しスクリューの位置まで脱落した破碎装置の羽根を、火ばさみを用いて取ろうとしていた。 作業補助をしていた同僚が、誤って(起動ボタンの押し間違い)破碎装置を起動させたため、被災者が破碎装置に巻き込まれた。

14	沼津	10月 13時～14時	林業 10～29人	激突され 立木等	国有林で伐木等の作業に従事していた被災者が、終業時刻になっても戻らないことから作業場所を探したところ、倒れた枯損木の下敷きになっているところを発見された。被災場所には伐倒後の切り株があり、根本から倒れた枯損木にはつるが巻き付いていた。発見時の被災者は背中に枯損木が覆い被さり、両膝を折り曲げ、座るような姿勢で、上半身はうつ伏せの状態であった。
----	----	----------------	--------------	-------------	---